

ご存知ですか？ ナーサリールーム、家庭保育室の 保育料軽減事業

ナーサリールーム、家庭保育室に通っている「保育を必要とする」児童1人につき月額2万円を限度として保育料を軽減しています。

認可保育園入園を希望するが空きがなく難しいなあ・・・
でも、幼稚園は無理だし・・・

定員が多い大規模な保育園では子どもが馴染めないかも・・・
家庭的な保育園があれば・・・

ナーサリールーム、家庭保育室に入園してみたい・・・そんな気持ちはあるけれど、保育料が高いのでどうしよう。

そんなときに利用できる助成が「保育料軽減事業」です。

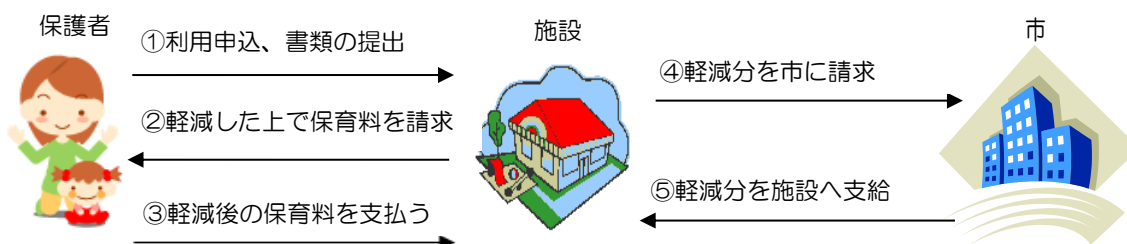
お子様の預け先の選択肢を広げる事業でもあります。

- ※ 「保育を必要とする」とは、月64時間以上、保護者が就労等により、児童を保育できない状態です。
- ※ ナーサリールーム・家庭保育室とは児童福祉法に基づく認可保育所に準じ、さいたま市が定めた基準を満たした認可外保育施設です。
- ※ ナーサリールーム・家庭保育室の入園手続
入園を希望する施設に直接連絡をし、保育時間、空き状況、保育料等必要書類の確認や施設の見学を行った上でお申し込みください。

ご不明な点は、入園を希望する施設、またはさいたま市役所保育施設支援課（電話 048-829-1859）にお尋ねください。

保育料軽減事業の流れ

- (1) 保護者は、施設に直接連絡して施設利用を申し込む。→利用開始
- (2) 施設は、保育料を軽減（月額2万円上限）し、保護者に請求する。
- (3) 保護者は、軽減後の保育料を施設へ支払う。
- (4) 施設は、軽減した額を市に請求する。
- (5) 市は、軽減した額を施設へ支給する。



☆ 多子軽減事業も併せてご利用ください。軽減方法は保育料軽減事業と同じです。

- ・ **3歳以上児**…同一世帯のきょうだいが以下の施設等(※1)に通っている場合(※2)に**月額8千円**を限度として保育料を軽減します。
- ・ **第1子の3歳未満児**…同一世帯のきょうだいが以下の施設等(※1)に通っている場合(※2)に**月額1万円**を限度として保育料を軽減します。
- ・ **第2子以降の3歳未満児**…同一世帯のきょうだいの年齢に関わらず、**月額1万円**を限度として保育料を軽減します。

(※1) 施設類型：ナースリールーム・家庭保育室・認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・その他認可外保育施設

(※2) 複数の児童がナースリールーム、家庭保育室に通っている場合、最も年齢の高い児童を除いた児童が軽減の対象となります。ただし、通っている施設の組み合わせにより軽減の対象となる児童が異なる場合がありますのでご注意ください。

兄 姉	弟 妹	保育料の軽減内容 (網掛けの保育料が軽減されます)
認可幼稚園 認可保育園等※	ナースリールーム 家庭保育室	弟、妹が3歳児以上→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円(※第1子の在園状況に関わらず)
ナースリールーム 家庭保育室	認可幼稚園 認可保育園等	兄、姉が3歳児以上→8,000円 兄、姉が3歳児未満→10,000円
ナースリールーム 家庭保育室	ナースリールーム 家庭保育室	弟、妹が3歳児以上→8,000円 弟、妹が3歳児未満→10,000円(※第1子の在園状況に関わらず)

※ 認可保育園等とは、認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業所・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・企業主導型保育事業所・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・認可外保育施設(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の確認をした認可外保育施設)をいいます。

また、同一世帯の第3子以降の児童がナースリールーム、家庭保育室に通う場合、3歳未満児に限り、月額1万円を限度に保育料を軽減します（多子軽減加算）。

（軽減額のイメージ）

（例1）

第1子：認可保育園、第2子：ナースリールーム（3歳児）の場合

第2子の保育料軽減額（月額）は、基本軽減2万円＋多子軽減8千円＝2万8千円

（例2）

第1子：ナースリールーム（5歳児）、第2子：家庭保育室（2歳児）の場合

第1子の保育料軽減額（月額）は、基本軽減の2万円

第2子の保育料軽減額（月額）は、基本軽減2万円＋多子軽減1万円＝3万円

（例3）

第1子：小学生、第2子：認可保育園、第3子：ナースリールーム（2歳児）の場合

第3子の保育料軽減額（月額）は、基本軽減2万円＋多子軽減1万円＋多子軽減加算1万円＝4万円

（例4）

第1子：小学生、第2子：家庭保育室（2歳児）の場合

第2子の保育料軽減額（月額）は、基本軽減2万円＋多子軽減1万円＝3万円

※施設が設定する保育料が、上記金額を下回る場合は、保育料相当額を限度とします。

※保育料軽減額の計算について、詳細は入園を希望される施設、または保育施設支援課にお尋ねください。

（ナースリールーム、家庭保育室と認可保育所の概要）

	ナースリールーム	家庭保育室
対象児童	0歳～5歳児	0歳～3歳児
定員	20人以上	6人～19人
保育士の数	必要な保育従事者の2/3以上	必要な保育従事者の1/3以上
保育時間	11時間以上	8時間以上
保育料	各施設で自由設定	

認可保育所
0歳～5歳児
30人以上
必要な保育従事者全員
11時間以上
所得により異なる